

国立大学法人東京外国語大学職員 懲戒手続規程

〔平成20年 9月 9日〕
規 則 第 50 号

改正 平成24年 3月27日規則第46号 平成27年 3月24日規則第22号

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「就業規則」という。）第56条及び第57条、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第57条及び第58条、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第68条及び第69条、国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号。以下「短時間特定有期雇用職員就業規則」という。）第57条及び第58条に規定する懲戒に関し、必要な手続について定めることを目的とする。

（懲戒の原則）

第2条 懲戒処分は、就業規則第56条、非常勤職員就業規則第57条、特定有期雇用職員就業規則第68条及び短時間特定有期雇用職員就業規則第57条に規定する懲戒の事由に該当する場合に対して行う。

2 懲戒は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分を行うにあたっては、対象となる職員に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与える。ただし、対象となる職員の所在を知ることができない場合はこの限りではない。

（調査）

第3条 学長は、前条第1項に規定する懲戒の事由に該当すると認められる非違行為が発生した場合は、調査委員会を設置し、事実の確認及び処分量定の審議を行わせるものとする。

2 調査委員会は、遅滞なく調査を行いその結果を学長に報告する。

3 調査委員会委員は、学長が指名する者をもって充てる。

4 調査委員会委員には、必要に応じて外部有識者を加えることができる。

（懲戒の決定）

第4条 学長は、調査委員会から懲戒処分を要する旨の報告を受けた場合には、役員会において審議し、懲戒を決定する。

2 学長は、教員に懲戒処分を行う場合は、教育研究評議会の審議を経たうえで、懲戒を決定しなければならない。

（懲戒処分書の交付）

第5条 学長は、懲戒を決定した場合は、別紙様式1号の懲戒処分書及び別紙様式2号の処分説明書を対象となる職員に交付して行う。

2 前項の懲戒処分書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定

める方法によって公示することにより、懲戒処分等の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

- 3 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び処分説明書を職員に交付したときに発生する。
(不服申立て)

第6条 懲戒処分を受けた職員は、懲戒処分書を受領した日の翌日から起算して14日以内に学長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てがあった場合には、不服審査委員会を設置し、審査を行わせることができる。

- 3 不服審査委員会は、遅滞なく審査を行いその結果を学長に報告する。

- 4 学長は、不服審査委員会の審査の結果に基づき役員会で審議し、その結果を当該職員に通知する。

(不服審査委員会)

第7条 不服審査委員会は、次の委員によって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 部局長のうち学長が指名する者
- (3) その他学長が必要と認める者

(刑事裁判との関係)

第8条 懲戒処分が付されるべき事由が刑事裁判所に係属する間においても、学長は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒手続に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式 1

懲 戒 処 分 書

(氏 名)	(職 名)
(処分の内容)	
(発令日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日
国立大学法人東京外国語大学 学 長 印	

処 分 説 明 書

1. 処分者		
国立大学法人東京外国語大学 学 長 印		
2. 被処分者		
所属	職名	
氏名（ふりがな）		
3. 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日		
処分の理由		

備考：この処分についての不服申立ては、国立大学法人東京外国語大学懲戒手続規程第6条の規定により、懲戒処分書及びこの説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に学長に対して書面により行うことができます。